

議案第40号

三宅町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町債権管理条例（平成26年7月三宅町条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年9月1日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町債権管理条例の一部を改正する条例

三宅町債権管理条例（平成26年7月三宅町条例第28号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

第4条中「水道事業」を「下水道事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三宅町債権管理条例（平成26年条例第28号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（町長の責務） 第4条 町長（下水道事業）管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ。） は、法令又は条例若しくはこれに基 づく規則の定めるところにより、町の 債権を適正に管理しなければなら ない。	（町長の責務） 第4条 町長（水道事業）管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ。） は、法令又は条例若しくはこれに基 づく規則の定めるところにより、町の 債権を適正に管理しなければなら ない。